

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第58回）議事録

1 日時 令和3年9月1日（水）10：30～11：10

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
泉本 小夜子、大橋 弘、熊谷 亮丸、高橋 利枝（以上7名）

(2) 専門委員（敬称略）

相田 仁（以上1名）

(3) 総務省

<総合通信基盤局>

二宮 清治（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

北林 大昌（電気通信事業部長）、木村 公彦（事業政策課長）、

飯村 由香理（事業政策課市場評価企画官）、

川野 真稔（料金サービス課長）、

田中 一也（料金サービス課課長補佐）、

河合 直樹（料金サービス課課長補佐）、

永井 賢太郎（料金サービス課課長補佐）

(4) 事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 答申案件

① 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和2年4月6日付け諮問第1230号】

(2) 報告案件

① NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況（令和2年度）に
ついて

開 会

○森川部会長　それでは、皆様、おはようございます。

ただいまから情報通信審議会第58回電気通信事業政策部会を開催いたします。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員8名中7名が出席し、定数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいた後に御発言をお願いいたします。

あと、本日の会議の傍聴人につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

答申案件

①「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和2年4月6日付け諮問第1230号】

○森川部会長　それでは、御手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申案件が1件、報告案件が1件でございます。

初めに、答申案件の諮問第1230号「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について審議いたします。

本案件は、前回の部会において最終答申（案）について意見募集することとしておりました。本日は意見募集の結果や意見募集を踏まえた最終答申（案）について、接続政策委員会主査の相田専門委員、及び接続政策委員会事務局から御説明をお願いできればと思います。

それでは、相田専門委員、お願いできますか。

○相田専門委員　接続政策委員会の主査を務めています相田でございます。

それでは、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（案）に寄せられた御意見と、それを踏まえた接続政策委員会における検討結果について御報告させていただきます。

ただいま部会長から御紹介がございましたとおり、本年7月7日の部会での審議を踏まえ、最終答申（案）につきまして、7月8日から8月6日までの約1か月間意見募集を行いました。その結果、法人8者、個人3者、計11者から御意見の提出がございました。

それらの御意見につきまして、8月25日に接続政策委員会を開催し、委員会としての考え方を整理いたしました。その検討結果をお手元の資料58-1-1にまとめてございます。また、寄せられた御意見も踏まえて、最終答申（案）につきまして、字句の統一や略語の定義等、幾つかのエディトリアルな修正をしております。修正後の最終答申（案）は資料58-1-2、その概要を資料58-1-3にお示ししております。これらの詳細につきましては、委員会事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○河合料金サービス課課長補佐 委員会事務局でございます。それでは、お手元の資料58-1-1によりまして、最終答申（案）への御意見とその考え方（案）について、主要なものを御説明させていただきます。

資料1ページで、意見提出をいただきました方々の一覧をお示ししております。

資料2ページ、まずは第1章のIP網への移行後に向けた音声接続料の在り方についての御意見でございます。

意見1、総論といたしまして、NTT東西からの御意見で、音声サービスを取り巻く環境が大きく変化している。IP接続の開始に伴い、全ての事業者が直接接続に移行していることを踏まえれば、音声サービスを対象とした非対称規制を撤廃する等していくべき、という御意見をいただいております。

その考え方でございますが、右側の欄の3ポツ目、電話サービスが今後も安定的に提供され、ユーザ利便の維持・向上が図られていくためには、需要に応じた効率的なサービス提供がなされることが必要。続いて4ポツ目、接続協議における圧倒的な優位性等を有する事業者については、音声通信トラヒックの減少やPSTNのIP網への移行が進む中でも、非対称規制を維持することが引き続き必要、としてございます。

資料飛んでいただいて10ページ、IP網への移行後のメタルIP電話及びひかり電話の音声接続料についての御意見でございます。

意見11、NTT東西からの御意見で、サービス提供に必要なコストを適正に回収できず、サービスの円滑・安定的な提供に支障が生じる可能性のあるLRIC方式は採用すべきではないというものでございます。

その考え方でございますが、右の欄の1ポツ目、L R I C方式は加入電話の接続料算定において、非効率性の排除と適正性、公平性、透明性の確保に大きく貢献していること。2ポツ目、接続料算定における非効率性の排除及び適正性、公平性、透明性の確保は、I P網への移行後においてもその重要性は変わらないということを御説明しております。

また、I P網へ移行後のメタルI P電話及びひかり電話の音声接続料につきましては、意見2、7、9、10及び12におきまして、K D D I、ソフトバンク、楽天モバイル及び個人の方から賛同の御意見を頂戴してございます。

続きまして資料12ページ、着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題についての御意見でございます。これは、加入電話発一携帯電話着の通話料金設定権等に関する論点でございますが、意見3、13、14、15、16及び17におきまして、N T T東西、楽天モバイル及び個人の方から賛同の御意見を頂戴してございます。

続いて、資料戻っていただき6ページでございます。着信事業者が設定する接続料に関する課題についての御意見でございます。意見6、N T T東西からの御意見でございますが、I P網への移行を契機に全ての事業者に対し一律の規制を導入することで、着信ボトルネックに係る課題を解決していくことが必要という御意見を頂戴してございます。

その考え方でございますが、右の欄の1ポツ目でございます。一部答申以降、最終答申（案）の取りまとめに向けまして、改めて具体的なデータや事実関係の確認を行った上で、着信接続料規制について検討を進めてきたところでございますが、ユーザ料金の低廉化と事業者間の公平性の確保という2つの課題に対して、着信接続料規制を導入した場合の規制コストも踏まえると、現時点では、これらの課題解決のために着信接続料規制を導入することが適当とは考えられないという最終答申（案）の考え方を改めて御説明してございます。その上で3ポツ目でございますが、今後も公正な競争を促進し、利用者利益を確保する観点から、着信接続料の設定について、着信ボトルネックに起因して新たに問題が発生・顕在化することがないか実態を注視していくことが必要としてございます。

また、着信事業者が設定する接続料に関する課題については、これ以外に、意見18、20及び21におきまして、S T N e t、楽天モバイル、K D D I及びソフトバンクから賛同の御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、資料再度戻っていただき5ページでございます。着信事業者が設定する接続料に関する課題のうち、ビル&キープ方式について御意見を頂戴してございます。

意見5、個人の方からの御意見でございますが、ビル&キープ方式には原則として反対。収入に至らないトラヒックの増大や電話に対する忌避が進むといった、電話網に対して負の影響を与えると考えるという御意見です。

続いて、資料17ページ、意見22、KDDI及び楽天モバイルからの御意見でございますが、ビル&キープ方式は接続料の算定や精算等に係るコスト削減につながる一方で、各者の収支に大きな影響を及ぼす場合も想定されるため、将来的な課題と考える。

また、意見23、NTT東西からの御意見ですが、ビル&キープ方式の適用について引き続き協議を行い、広く事業者間の合意形成に努める考え。協議状況に応じて、制度対応の要否等についても検討いただきたいという御意見を頂戴してございます。

これらについての考え方でございますが、同じページ、考え方22に書いてございますとおり、ビル&キープ方式については事業者に与える影響も踏まえ、まずは当該方式を希望する事業者において、事業者間協議を進めていく努力がなされることが必要。また、ビル&キープ方式は発信者が通話に係るエンド・ツー・エンドの費用を負担するというこれまでの考え方を大きく転換するものであることから、その導入の検討に当たっては、国民利用者への配慮も必要という形で考え方をまとめさせていただいてございます。

続きまして、資料進んでいただき19ページを御覧ください。ここから第2章、IP網への移行過程における音声接続料のうち加入電話部分についての御意見でございます。まず同じページ、意見24、総論といたしまして、NTT東西から、LRIC方式についてはPSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以上のコスト削減は限界に近づいていることから、接続料規制の目的の転換が必要という御意見をいただいております。

その考え方でございますが、右側の考え方24、1ポツ目、IP網への移行が進む今後も円滑な接続を確保するという接続料規制の目的は引き続き必要であり、そのための接続料算定における適正性、公平性、透明性の確保及び非効率性の排除の重要性も変わらないということ。その上で2ポツ目でございますが、LRIC方式は現時点で利用不可能な設備や技術を前提とすることまでを求めているものではないということを御説明してございます。

また、IP網への移行過程における音声接続料のうち、加入電話部分につきましては、個別の論点につきまして、意見26から31、33から36、40、41、43、44、46及び47におきまして、KDDI、NTT東西、楽天モバイル、オプテージ、及び個人の方から賛同の御意見をいただいているところでございます。特に、移行過程の加入電話の接続料をPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの各算定値の加重平均により算定することにつきましては、資料26ページ、意見35でNTT東西から、LRIC方式を用いる場合には賛同する旨の御意見を、また、意見36でKDDIから賛同する旨の御意見をいただいているところでございます。

ここまですが第2章についての御意見でございます。

○永井料金サービス課課長補佐 続いて第3章について御説明いたします。

まず、第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲でございますが、意見52に移ります。東日本・西日本の範囲で単位指定区域について占有率を算定すること。また、県域で算定する余地を残すことについての賛同意見が5者から出ております。

続きまして意見53、NTT東西からの意見に移ります。局地的にボトルネック性を有するアクセス回線を持つ事業者が生じる場合も考えられるため、占有率の算定は少なくとも都道府県単位で行うべきというもの。また、アクセス回線と上位のネットワークは、アンバンドル規制によって分離されている以上、上位のネットワークの設備構成や接続形態によって、アクセス回線のボトルネック性の有無を判定する範囲・基準を変えることにはならない。また、特定の事業者の設備を指定設備とすることをあらかじめ意図し、基準を定めることは適当ではないというような意見が出ております。

考え方53でございますが、まず意見1点目につきましては、本答申案におきましても東西という算定を基本としながらも、都道府県単位により算定する余地も残しておくことが適当としているところでございます。意見2点目につきましては、これまでも一種指定制度の趣旨に鑑みまして、事業者の設備構成、また利用者のサービス利用状況等を踏まえながら、不可欠設備の範囲を判断してきたところでございます。上位のネットワークの構成が変化することによって、他の電気通信事業者から見た接続点や利用者へのサービス、提供形態などが変われば、ボトルネック性について改めて検討して判断する必要があると考えます。

また、アンバンドル規制につきましては、不可欠性が認められた設備や機能について、他事業者が必要なもののみを細分化して使用できるようにするものにすぎず、また、一

種指定設備につきましては、「加入者回線及びこれと一体として設置される設備」と規定されてございますので、アクセス回線と一体的に設置される上位のネットワーク等の設備も含めまして、不可欠性について判断することが必要であると整理いただいております。

特定の事業者の設備をあらかじめ意図したものという点につきましては、そのようなことではございませんということで、音声トラヒックやインターネットトラヒックの状況、加入者回線のシェアといったものを踏まえて検討した結果といたしまして、他事業者がNTT東西のネットワークに依拠せざるを得ない状況であるということが明らかになったことから、本答申案において、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当であるとしたところでございます。また、本答申案では、東西算定を基本としながらも、都道府県単位の算定余地も残しておくことが適当としているところでございますので、その点からも特定の事業者の業務区域を前提とした基準を定めようとするものではないというような形で整理いただいております。

続きまして、加入者回線の専有率の考え方につきまして、意見54でございますが、これは3者から、占有率の基準値の見直しは不要であるということについて、賛同という意見が出ております。

意見55、NTT東西からでございますが、アクセス回線の占有率の算定に当たっては、回線の種類ごとに分けて算定すべきであるということ。また、アクセス回線と上位のネットワークがアンバンドル規制によって分離されている以上、メタルと光を一体としてボトルネック性の有無を判断する必要は増さないといった意見が出ております。

考え方55でございますが、アクセス回線の占有率の算定につきましては、本答申案にございますとおり、IP網への移行により、メタル回線、光回線を分けて交渉上の優位性を判定する合理性がこれまで以上に低下しているところでございます。また、アンバンドルに対する考え方は、先ほど申し上げた考え方53のとおりと整理いただいております。

続きまして県間通信用設備につきまして、意見56、NTT東西からの意見でございます。今回、改めて県間サービスとの料金比較や、単県POIの設置に係る動向等を踏まえまして、経済的複製可能性について検討していただきたいというような意見が出ております。

考え方56でございますが、これまで経済的複製可能性を含めて議論した結果といた

しまして、I P o E接続に係るN T T東西の県間通信用設備の不可欠性が認められることから、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象にすることを前提に検討することが適当としているところでございます。一方で、今後、不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて見直しを検討することが適当としているところでございます。

御意見中、N T T西日本の直近の動向といたしまして、指摘がございましたP O Iの増設につきましては、トラヒックの分散が目的であることから、不可避性の変化が明確に認められるものではないということ。また、N T T東日本の直近の動向として、県間接続料の引下げを行っているという指摘もございましたが、今般の引下げが不可避性の変化に起因して実施されたと考えることは困難であるということ。そのため、不可避性の変化が明確に認められる状況には考えにくいことから、引き続き答申案のとおり、制度により規律の対象とすることを前提に検討することが適当というように整理していただいております。

続きまして、意見57でございます。ネットワーク接続の実態に合わせて、指定対象となる範囲を見直すべきという考えに賛同するという。また、実際の接続では、地域事業者の意見にも柔軟に対応することが必要という意見がオプテージから出ております。1点目については賛同の意見ですが、2点目につきましては円滑な接続が可能となるよう、N T T東西を含む全ての事業者において、接続事業者の要望等を踏まえて対応することが適当であるというように整理いただいております。

意見58でございます。楽天モバイルから、指定の対象となる設備の範囲の検討においては、ネットワークの効率的な利用を前提に、実態に即してボトルネック性の有無を検討すべきという、本答申案への賛同意見となっております。

意見59でございます。I P音声接続及びI P o E接続の県間通信用設備について、他社設備も含めて一体的に規律するという考えに賛同しますという意見が5者から出ております。

続きまして、意見60に移ります。N T T東西から、県間通信用設備は活用業務の実施要件を踏まえて、公募により他社から調達しているため、調達の公平性、適正性は担保されているという意見でございます。

考え方60でございますが、本答申案におきまして、県間通信用設備を他社設備も含めて一体的に規律する場合に、接続料原価が適正なものになっているかという観点から

調達の実施状況を把握し、必要な場合には総務省における検討等を行うべきとしているところでございますので、他社施設の調達が競争的に行われる必要がありますということ。他方で、活用業務が満たすべき要件はあくまでNTT法の目的に照らしまして、活用業務に関する市場において公正な競争をゆがめることがないよう、NTT東西に対して求めているものであるということ。

したがって、他社設備の競争的な調達により、接続料原価の適正性を確保することが直接実現されるものではないことから、調達の実施状況を把握し、必要な場合には総務省における検討等を行うことが適当であるというような整理をさせていただいております。

続きまして、意見61でございます。オプテージから、1点目はPPPoE接続、またIP網移行前の音声接続については不可避性が認められないので、一種指定は適用すべきでないというような意見でございます。2点目は、ベストエフォート県間接続につきましては、NTT東西において料金の見直し、POIの増加といった状況変化があるので、改めて指定設備規制の適用の是非を検討すべきという意見でございます。

意見1点目につきましては、PPPoE接続について、県間通信用設備の不可避性を認めるのは困難であることは答申案にも記載しているとおりでございます。また、音声接続はIP音声の対象であることも、本答申案に記載のとおりでございます。また、意見2点目につきましては、IPOE接続のベストエフォート接続に係るものを含めまして、NTT東西の県間通信用設備の不可避性が認められることから、今回、規律の対象とすることが適当としており、その一方で、今後、不可避性の変化が認められる場合には見直しを検討することが適当であるとしているところでございます。今般のNTT東西の動きにつきましては、考え方56で示したとおり、不可避性の変化が明確に認められる状況にあるとは考えにくいことから、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当というように整理いただいております。

意見62、オプテージからの意見でございます。NTT東西の他社設備を利用している場合については、適正原価、適正利潤といった考え方が当てはまるか、慎重な検討が必要であるということ。また、ネットワークの仮想化の進展と今後のネットワーク動向にも留意が必要といった、いずれも答申案の内容と同一の方向性ということで意見を頂戴しております。

意見63でございます。今後のネットワークを見据えた制度の在り方について議論していくことが重要であるというような考えに賛同しますという意見が2者から出ており

ます。

意見64でございます。ゲートウェイルータを一種指定設備として、今後指定可能となるよう、所要の制度対応を行うべきであるというような考えに賛同しますという意見がKDDIから出ております。

主な意見は以上でございます。事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○森川部会長　　ありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたように意見募集に対していろいろな多くの御意見をいただきましたが、それに対する当部会の考え方に関して、先生方、委員の方々から、御意見あるいは御質問がございましたらお知らせいただけますか。いかがでしょうか。

熊谷さん、お願いいたします。

○熊谷委員　　加入電話から携帯電話に電話する際の通話料金の設定権を着信側の携帯電話事業者が有していることについては、ユーザ料金の高止まりにつながっているとして、従来から問題点が指摘されてきました。通話料金の設定権を着信側の携帯電話事業者から発信側のNTTに移すことについては、これまでの意見募集でもほとんどの方から賛同の御意見が寄せられています。こういった御意見を見ると、やはりこれまでの業界慣習が不合理だったということかと思えます。今後、発信側が通話料金を決めることで、利用者から見て料金が分かりやすくなり、またそれによって発信側の事業者間で競争が進むことを期待したいと思えます。

また、今回の答申案ではIP網への移行に伴うサービスや設備の変化に対応して、第一種指定電気通信設備制度の対象となる設備の範囲や指定事業者を決める際の指定区域等についても、見直しを行うこととしております。事務局からの御説明を聞く限り、意見募集において特筆すべき新たな論点は出なかったことから、案のとおり答申してよろしいかと思えます。その一方で、技術革新によりネットワークや市場は絶えず変化しており、特に今後はネットワークの仮想化、ソフトウェア化の進展が設備制度にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

答申案でも指摘されているとおり、設備自体をハードとして指定するのではなく、機能そのものに着目してそのコストを算定することを含め、技術や市場の変化に応じて、今後も不断に検討を行っていくべきであると考えます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○森川部会長　　熊谷委員、ありがとうございます。ほかの委員の皆様方、いかがですか。

何か御質問、御意見はございますか。

よろしいですか。特に御意見はございませんか。

ありがとうございます。ほかに特に御意見、御質問等がないようでしたら定足数も満たしておりますので、資料58-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方を了承し公表するとともに、資料58-1-2の最終答申（案）について、資料58-1-4の答申案のとおり答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能等でお申し出いただければと思います。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料58-1-4の答申案のとおり答申することといたします。

接続政策委員会の皆様方、本当にありがとうございました。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるとのことですので、お願いいたします。

○二宮総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の二宮でございます。本日は「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」につきまして最終答申をいただき、誠にありがとうございました。最終答申におきましては、PSTNからIP網への移行という電話網の大きな変化が進む中、令和6年12月に予定されております移行完了を見据えて、今後の接続制度の在り方に関する幅広い論点について、御提言をいただいております。

具体的に申し上げますと、IP網への移行後、移行期間中の音声接続料の在り方をはじめ、長期にわたり課題となっておりました加入電話発携帯電話着の通話料金設定権の在り方、さらには第一種指定電気通信設備制度の見直しなど、非常に重要な方向性をお示しいただいたところでございます。

総務省といたしましては、本日いただきました最終答申を受けまして、速やかに所要の制度整備を進めてまいります。今後もPSTNからIP網への移行を含め、変化する市場環境の中で、電気通信事業における公正な競争の一層の促進に取り組んでまいります。引き続き御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

報告案件

①NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況（令和2年度）について

○森川部会長　　ありがとうございました。

それでは、続いて報告案件に移ります。報告案件は、N T T東西における光回線の卸売サービスの提供状況についてとなります。総務省から御説明をお願いできればと思いますが、今回、皆様方へのお願いは、資料5 8－2の中に「委員限り」という部分がございます。こちらは事業者の経営上の秘密に関する事項になりますので、御発言の際には配慮いただければと思います。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○飯村事業政策課市場評価企画官　　総務省でございます。資料5 8－2を御覧ください。令和2年度におきますN T T東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について御説明させていただきます。本資料には、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、「委員限り」とさせていただいている情報が含まれてございますので、お取扱いには御配慮いただきますようお願いいたします。

まず、1 ページ目を御覧ください。改めまして本報告の背景でございますが、平成27年2月から、N T T東西は光回線の卸サービスの提供を開始いたしました。その開始に当たりまして情報通信審議会から、「サービス卸の提供に当たり、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である」という旨の答申をいただいております。答申を受けまして、総務省といたしましては、サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性を確保する観点から、毎年度、情報通信審議会電気通信事業政策部会に報告させていただいているところでございます。

N T T東西のサービス卸につきましては、電気通信事業法に基づき、N T T東西に契約内容について届出を義務づけるとともに、N T T東西のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況について、総務省に報告することを要請しています。この届出内容及び報告等によりまして、公平性、適切性等について確認しています。

昨年度からの変更点といたしましては、資料の令和3年1月のところに記載してありますが、本年1月に電気通信事業法施行規則の改正を行っておりまして、この届出が必要となるサービス卸先の届出対象事業者の拡大等を行っています。これまではN T T東西の特定関係法人にあって5万回線以上の卸先事業者、50万回線以上の卸先業者、移動通信事業者に対する卸電気通信役務の提供内容、料金等をN T T東西が届け出ることとしていました。今般の改正で、より詳細な把握等のために、N T T東西による届出対象事

業者を全ての電気通信事業者に拡大したものとなります。なお、今回御報告する確認事項につきましては、令和2年度のサービス卸の提供状況について、東西からの届出、ガイドラインの対応状況に関する報告を基に実施したものでございます。

2ページ目を御覧ください。今申し上げましたようにNTT東西の届出・報告に基づきまして、サービス卸の提供条件等の確認を行っています。まず、NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応の適正性についてですけれども、こちらはNTTからの報告及び令和2年度の「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」等に基づきまして、固定系通信に関する業務の状況等に関する調査を行ったところ、卸先事業者等からは料金や手続に関する意見や要望、例えばサービス卸の提供料金値下げ、または新規開通の際の差異といったような意見がございましたが、明確に電気通信事業法上問題となる行為を行っている事実は確認されませんでした。

詳細な内容が18ページ、20ページ目でございます。次年度以降、客観的なデータ等に基づきながら詳細な検討を行うなど、引き続き注視してまいります。また、各卸先事業者に対する取扱いの公平性につきまして、NTT東西から届け出された各届出対象事業者との間の契約内容の相違点を確認いたしまして、電気通信事業法上、問題となるような事実は確認されませんでした。以上が確認結果でございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。令和元年7月から開始されております事業者変更の提供状況につきまして、今年度も御報告させていただきます。

こちらにも改めて経緯ですけれども、事業者変更とは卸先事業者間で契約を切り替える際に、電話番号や光回線を継続して営業できる仕組みでして、事業者変更が開始されるまでは、卸先事業者間で契約を切り替える際には電話番号を継続利用できない、光回線を廃止し、新設の工事が別途必要となるといったような状況がございました。

総務省において開催いたしましたタスクフォースの提言を踏まえまして、事業所等の関係者間において、システム改修や運用体制の整備等が行われた結果、令和元年7月から事業者変更の提供が開始されています。令和2年度の事業者変更の実施件数は資料にお示しのとおりですけれども、令和元年度と比べて増加しております。また、本年6月に開催いたしました電気通信市場検証会議で公表させていただいております利用者のアンケート結果によりますと、右側のグラフですが、事業者変更の認知度は約20.9%でした。

この点、下の枠にありますけれども、NTT東西においては、利用者に事業者変更

ついてより理解を深めてもらうため、利用者向けに自社ホームページに事業者変更に関する情報を掲載するとともに、事業者間の円滑な運営が図られるよう、卸先事業者向けに、事業者向けポータルサイトで卸先事業者の追加、事業者間の体制窓口等について、適切な情報を周知するなどの取組を行っています。例えば卸売事業者に向けて、事業者変更に関する苦情例、及びそれに対する改善ポイントを記載したマニュアルツールの周知などの取組を行っているところでございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。サービス卸に関する検討及びその後の対応状況について、御報告させていただきます。

サービス卸に関する制度は、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証における最終答申等を踏まえまして、接続料の算定等に関する研究会において、卸役務の提供状況等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要な部分の検討が行われたところでございます。その後、制度改正等を実施いたしまして、冒頭に申し上げましたが、下の枠にもございますように本年1月に省令改正を行い、NTT東西による届出対象事業者を全ての電気通信事業者に拡大いたしました。

また、一部事業者から出ていた提供条件、透明性につきまして、当研究会の検討を踏まえまして、昨年9月に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果の公表を行っています。当ガイドラインに基づきまして、NTT東西において、卸料金の適正性に関する検証を実施し、その結果の概要等を本年2月に公表しているところでございます。検証によりまして、卸役務の提供条件等の透明性の向上に寄与したとともに、引き続き毎年、検証結果を確認するなどその状況を注視していく予定です。

最後に、サービス卸に係る市町動向につきまして簡単に御報告します。8ページ目、F F T Hの契約数全体ですが、3,502万契約、そのうち卸契約数は1,856万と53%を占めている状況です。当該卸契約数全体の1,856万のうちNTT東西は1,525万で、82.1%を占めている状況となっております。

9ページ目です。2020年度末におけるNTT東西のサービス卸の卸先事業者数は796者で、前年度とほぼ横ばいとなっております。そのほかは資料を御参考までに参照いただければと思います。

総務省といたしましては、引き続きNTT東西のサービス卸が、電気通信事業法やサービス卸ガイドラインに即して、適切に提供されていくように注視してまいります。

以上、NTT東西における光回線卸売サービスの提供状況について御報告させていただきました。

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○森川部会長　ありがとうございます。光の卸の提供状況等を御説明いただきました。ただいまの御説明につきまして、何か御意見、あるいは御質問等がございましたらお知らせいただけますか。いかがでしょうか。

特に御意見、御質問はございませんか。

ありがとうございます。こちらにつきましては、引き続き総務省でもしっかりとモニタリングを継続していただければと思います。

閉　　会

○森川部会長　それでは、以上で本日の議題は終了となりますが、委員の皆様方から何かございますか。事務局から何かございますか。

○成田総合通信管理室長　特段ございません。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上となります。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げたいと思います。

以上で閉会としたいと思います。先生方、いつもありがとうございます。また引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。